

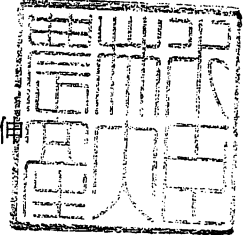
16 消安第 7176 号

平成 16 年 12 月 13 日

農林物資規格調査会

会長 沖谷 明紘 殿

農林水産大臣 島村 宜伸



日本農林規格の見直し等について（諮問）

下記の日本農林規格の見直し及び品質表示基準の改正を行う必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 9 条の 2 及び第 19 条の 8 第 5 項の規定に基づき、貴調査会の意見を求める。

記

- 1 炭酸飲料の日本農林規格（昭和 49 年 6 月 27 日農林省告示第 567 号）
- 2 果実飲料の日本農林規格（平成 10 年 7 月 22 日農林水産省告示第 1075 号）
- 3 にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの日本農林規格（平成 8 年 3 月 28 日農林水産省告示第 388 号）
- 4 にんじんジュース及びにんじんミックスジュース品質表示基準（平成 12 年 12 月 19 日農林水産省告示第 1634 号）
- 5 炭酸飲料品質表示基準（平成 12 年 12 月 19 日農林水産省告示第 1682 号）
- ⑥ 果実飲料品質表示基準（平成 12 年 12 月 19 日農林水産省告示第 1683 号）
- 7 農産物漬物品質表示基準（平成 12 年 12 月 28 日農林水産省告示第 1747 号）

果実飲料品質表示基準の一部改正について（案）

平成17年8月26日

農 林 水 産 省

1 改正の趣旨

JAS法第9条の2の規定及び平成13年11月に農林物資規格調査会で決定した「JAS規格の制定・見直しの基準」に基づく果実飲料の日本農林規格の見直しに伴い、果実飲料品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1683号）について所要の改正を行う。

2 改正の内容

果実飲料品質表示基準について、

- (1) 果汁入り飲料の定義を、果実の搾汁を希釈して製造したものにあつては、果汁に由来する糖用屈折計示度の割合ではなく、果汁の重量の割合によって規定すること
- (2) 希釈して飲用に供するもので、希釈時に果汁入り飲料となるものは、果汁入り飲料と表示するとともに、希釈倍数を記載すること
- (3) 果実の搾汁のみを原料とした製品で、「〇〇ジュース（ストレート）」と表示する場合、オレンジ、りんご、ぶどうにおいて二酸化炭素の使用を認めないこととすること
- (4) 印刷瓶入り果実飲料の場合、一括表示事項の表示に用いる活字の大きさを5.5ポイント以上とすることができることとすること

等の改正を行う。

改		正		案	
果実飲料品質表示基準 (趣旨) 第1条 [略]		果実飲料品質表示基準 (趣旨) 第1条 果実飲料（容器に入れ、又は包装されたものに限る。）の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。			
(定義) 第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。		(定義) 第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。			
用	語	定	義		
果実飲料	[略]	果実ジュース、果実ミックスジュース、果粒入り果実ジュース、果実・野菜ミックスジュース及び果汁入り飲料をいう。			
果実の搾汁	[略]	果実を破碎して搾汁又は裏ごし等をし、皮、種子等を除去したものをいう。			
濃縮果汁		果実の搾汁を濃縮したもの若しくはこれに果実の搾汁、果実の搾汁を濃縮したものであつて、糖用屈折計示度（加えられた砂糖類、はちみつ等の糖用屈折計示度を除く。）が別表1の基準以上（レモン、ライム、うめ及びかぼすにあっては、酸度（加えられた酸の酸度を除く。）が別表2の基準以上）のものをいう。			
還元果汁		濃縮果汁を希釈したものであつて、糖用屈折計示度（加えられた砂糖類、はちみつ等の糖用屈折計示度を除く。）が別表3の基準以上、別表1の基準未満（レモン、ライム、うめ及びかぼすにあっては、酸度（加えられた酸の酸度を除く。）が別表4の基準以上、別表2の基準未満）のものをいう。			
果実ジュース		オレンジジュース、うんしゅうみかんジュース、グレープフルーツジュース、レモンジュース、りんごジュース、ぶどうジュース、パインアップルジュース、ももジュース及びこれら以外の1種類の果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたものをいう。			
オレンジジュース		オレンジの果実の搾汁若しくは還元果汁若しくはこれにみかん類の果実の搾汁、濃縮果汁若しくは還元果汁を加えたもの又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたもの（みかん類の原材料に占める重量の割合が10％未満であつて、かつ、糖用屈折計示度（加えられた砂糖類、はちみつ等の糖用屈折計示度を除く。）に占める割合が10％未満のものに限る。）をいう。			
うんしゅうみかんジュース		うんしゅうみかんの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたものをいう。			
グレープフルーツジュース		グレープフルーツの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたものをいう。			

73

レモンジュース	レモンの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたものをいう。
りんごジュース	りんごの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたものをいう。
ぶどうジュース	ぶどうの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたものをいう。
パインアップルジュース	パインアップルの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたものをいう。
ももジュース	ももの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたものをいう。
果実ミックスジュース	2種類以上の果実の搾汁若しくは還元果汁を混合したものと又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたもの（みかん類の果実の搾汁又は還元果汁を加えたオレレンジュースであって、みかん類の原材料に占める重量の割合が10%未満、かつ、糖用屈折計示度（加えられた砂糖類、はちみつ等の糖用屈折計示度を除く。）に占める割合が10%未満のもの）をいう。
果粒入り果実ジュース	果実の搾汁若しくは還元果汁にみかんきつ類の果実のさのう若しくはみかんきつ類以外の果実の果肉を細切したもの等（以下「果粒」という。）を加えたものと又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたものをいう。
果実・野菜ミックスジュース	果実の搾汁若しくは還元果汁に野菜を破碎して搾汁若しくは裏ごしをし、皮、種子等を除去したもの（これを濃縮したもの又は濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したものを含む。以下「野菜汁」という。）を加えたものと又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたものであって、果実の搾汁又は還元果汁の原材料に占める重量の割合が50%を上回るものをいう。
果汁入り飲料	次に掲げるものをいう。 1. 還元果汁若しくは還元果汁及び果実の搾汁を希釈したもの又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたものであって、糖用屈折計示度（加えられた砂糖類、はちみつ等の糖用屈折計示度を除く。）が別表3の基準（レモン、ライム、うめ及びびかぼすにあっては、酸度（加えられた酸の酸度を除く。）について別表4の基準。2種類以上混合したものにあっては、糖用屈折計示度（加えられた酸の酸度を除く。）にみつ等の糖用屈折計示度を除く。）又は酸度（加えられた酸の酸度を除く。）について果実の搾汁及び還元果汁の配合割合により別表3又は別表4の基準を按分したものの合計）の10%以上100%未満のもので、かつ、果実の搾汁及び還元果汁の原材料に占める重量の割合が果実の搾汁、還元果汁、砂糖類及びはちみつ並びに水以外のものの原材料に占める重量の割合を上回るもの 2. 果実の搾汁を希釈したもの又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたものであって、果実の搾汁の希釈に用いた水及び原材料の合計に占める重量の割合が10%以上のもので、かつ、果実の搾汁の原材料に占める重量の割合が果実の搾汁、砂糖類及びはちみつ並びに水以外のものの原材料に占める重量の割合を上回るもの 3. 希釈して飲用に供するものであって、希釈時の飲用に供する状態が1又は2となるもの

レモンジュース	レモンの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたものをいう。
りんごジュース	りんごの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたものをいう。
ぶどうジュース	ぶどうの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたものをいう。
パインアップルジュース	パインアップルの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたものをいう。
ももジュース	ももの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたものをいう。
果実ミックスジュース	2種類以上の果実の搾汁若しくは還元果汁を混合したものと又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたもの（みかん類の果実の搾汁又は還元果汁を加えたオレレンジュースであって、みかん類の原材料に占める重量の割合が10%未満、かつ、糖用屈折計示度（加えられた砂糖類、はちみつ等の糖用屈折計示度を除く。）の割合が10%未満のもの）をいう。
果粒入り果実ジュース	果実の搾汁若しくは還元果汁の <u>うち</u> みかんきつ類の果実のさのう若しくはみかんきつ類以外の果実の果肉を細切したもの等（以下「果粒」という。）を加えたものと又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたものをいう。
果実・野菜ミックスジュース	果実の搾汁若しくは還元果汁に野菜を破碎して搾汁若しくは裏ごしをし、皮、種子等を除去したもの（これを濃縮したもの又は濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したものを含む。以下「野菜汁」という。）を加えたものと又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたものであって、果実の搾汁又は還元果汁の原材料に占める重量の割合が50%を上回るものをいう。
果汁入り飲料	果実の搾汁及び還元果汁のうち、糖用屈折計示度（加えられた砂糖類、はちみつ等の糖用屈折計示度を除く。）が別表3の基準（2種類以上混合したものにあっては、その合計、レモン、ライム、うめ及びびかぼすにあっては別表4の酸度（加えられた酸の酸度を除く。）の基準）の10%以上100%未満のものを使用したものであって、果実の搾汁及び還元果汁の原材料に占める重量の割合が果実の搾汁、還元果汁、砂糖類及びはちみつ以外のものの原材料に占める重量の割合を上回るものをいう。

(一括表示事項)

【削る。】

第3条 希釈して飲用に供すべきものとして一般消費者に販売されるものにあつては、製造業者等（加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。）がその容器又は包装に一括して表示すべき事項は、同条第1項及び第6項に規定するもののほか、使用方法とする。

(表示の方法)

第4条 名称、原材料名及び保存方法の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、次に定めるところにより記載すること。

ア 果実ジュースであつて、果実の搾汁のみを使用したもの（パインアップルにあつてはペクチンを、りんご、ぶどう、もも、西洋なし、日本なし及びバナナにあつてはＬ－アスコルビン酸及びＬ－アスコルビン酸ナトリウムを使用したものを含む。）にあつては「〇〇ジュース（濃縮還元）」と、還元果汁を使用したものにあつては「〇〇ジュース（濃縮還元）」と、それ以外のものにあつては「〇ジュース」と記載し、「〇〇」には使用した果実の最も一般的な名称を記載すること。ただし、砂糖類及びはちみつを加えたものにあつては「〇〇ジュース（濃縮還元）」又は「〇〇ジュース」の文字の次に括弧を付して「加糖」と記載し、二酸化炭素を圧入したものにあつては名称の最後に括弧を付して「炭酸ガス入り」と記載すること。

イ 果実ミックスジュースであつて、果実の搾汁のみを使用したもの（パインアップルにあつてはペクチンを、りんご、ぶどう、もも、西洋なし、日本なし及びバナナにあつてはＬ－アスコルビン酸及びＬ－アスコルビン酸ナトリウムを使用したものを含む。）にあつては「果実ミックスジュース（ストレート）」と、還元果汁を使用したものにあつては「果実ミックスジュース（濃縮還元）」と、それ以外のものにあつては「果実ミックスジュース」と記載すること。ただし、砂糖類及びはちみつを加えたものにあつては「果実ミックスジュース（濃縮還元）」又は「果実ミックスジュース」の文字の次に括弧を付して「加糖」と記載し、二酸化炭素を圧入したものにあつては名称の最後に括弧を付して「炭酸ガス入り」と記載すること。

ウ 果粒入り果実ジュースであつて、還元果汁を使用したものにあつては「〇〇果粒入り果実ジュース（濃縮還元）」と、それ以外のものにあつては「〇〇果粒入り果実ジュース」と記載し、「〇〇」には使用した果粒に係る果実の最も一般的な名称を記載すること。ただし、砂糖類及びはちみつを加えたものにあつては「〇〇果粒入り果実ジュース（濃縮還元）」又は「〇〇果粒入り果実ジュース」の文字の次に括弧を付して「加糖」と記載し、二酸化炭素を圧入したものにあつては名称の最後に括弧を付して「炭酸ガス入り」と記載すること。

エ 果実・野菜ミックスジュースにあつては、「果実・野菜ミックスジュース」と記載し、果粒を加えたものにあつては、「果実・野菜ミックスジュース」の文字の前に括弧を付して「果粒入り」と記載

(一括表示事項)

第3条 果実飲料の製造業者が一般消費者に直接販売する場合には、加工食品品質表示基準第3条第1項ただし書の規定にかかわらず、その容器又は包装に同項第1号、第3号及び第6号に掲げる事項を一括して表示しなければならない。

2 希釈して飲用に供すべきものとして一般消費者に販売されるものにあつては、製造業者等（加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。）がその容器又は包装に一括して表示すべき事項は、同項各号に掲げるもののほか、使用方法とする。

(表示の方法)

第4条 名称、原材料名及び保存方法の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、次に定めるところにより記載すること。

ア 果実ミックスジュース、果粒入り果実ジュース、果実・野菜ミックスジュース及び果汁入り飲料以外のものであつて、果実の搾汁のみを使用したもの（パインアップルにあつてはペクチンを、りんご、もも、西洋なし、日本なし及びバナナにあつてはＬ－アスコルビン酸及びＬ－アスコルビン酸ナトリウムを、オレンジ、りんご及びぶどうにあつては二酸化炭素を使用したものを含む。）にあつては「〇〇ジュース（ストレート）」と、還元果汁を使用したものにあつては「〇〇ジュース（濃縮還元）」と、それ以外のものにあつては「〇〇ジュース」と記載し、「〇〇」には使用した果実の最も一般的な名称を記載すること。ただし、砂糖類、はちみつ等を加えたものにあつては「〇〇ジュース（濃縮還元）」又は「〇〇ジュース」の文字の次に括弧を付して「加糖」と記載し、二酸化炭素を圧入したものにあつては名称の最後に括弧を付して「炭酸ガス入り」と記載すること。

イ 果実ミックスジュースであつて、果実の搾汁のみを使用したもの（パインアップルにあつてはペクチンを、りんご、もも、西洋なし、日本なし及びバナナにあつてはＬ－アスコルビン酸及びＬ－アスコルビン酸ナトリウムを使用したものを含む。）にあつては「果実ミックスジュース（ストレート）」と、還元果汁を使用したものにあつては「果実ミックスジュース（濃縮還元）」と、それ以外のものにあつては「果実ミックスジュース」と記載すること。ただし、砂糖類、はちみつ等を加えたものにあつては「果実ミックスジュース（濃縮還元）」又は「果実ミックスジュース」の文字の次に括弧を付して「加糖」と記載し、二酸化炭素を圧入したものにあつては名称の最後に括弧を付して「炭酸ガス入り」と記載すること。

ウ 果粒入り果実ジュースであつて、還元果汁を使用したものにあつては「〇〇果粒入り果実ジュース（濃縮還元）」と、それ以外のものにあつては「〇〇果粒入り果実ジュース」と記載し、「〇〇」には使用した果粒に係る果実の最も一般的な名称を記載すること。ただし、砂糖類、はちみつ等を加えたものにあつては「〇〇果粒入り果実ジュース（濃縮還元）」又は「〇〇果粒入り果実ジュース」の文字の次に括弧を付して「加糖」と記載し、二酸化炭素を圧入したものにあつては名称の最後に括弧を付して「炭酸ガス入り」と記載すること。

エ 果実・野菜ミックスジュースにあつては、「果実・野菜ミックスジュース」と記載し、果粒を加えたものにあつては、「果実・野菜ミックスジュース」の文字の前に括弧を付して「果粒入り」と記載

すること。ただし、砂糖類及びはちみつ等を加えたものにあつては「果実・野菜ミックスジュース」の文字の次に括弧を付して「加糖」と記載し、二酸化炭素を圧入したものにあつては名称の最後に括弧を付して「炭酸ガス入り」と記載すること。

オ アからエまでに規定する名称の文字の次又は最後は記載すべき「(濃縮還元)」、「(加糖)」又は「(炭酸ガス入り)」の用語を2以上記載する必要がある場合は、「(濃縮還元・加糖)」等と記載することができる。

カ 果汁入り飲料にあつては、「○○%△△果汁入り飲料」と記載すること。この場合において、還元果汁又は還元果汁及び果実の搾汁を希釈して製造したものであつて、1種類の果実を使用したものにあつては「○○」には糖用屈折計示度(加えられた砂糖類、はちみつ等の糖用屈折計示度を除く。)の別表3の糖用屈折計示度の基準(レモン、ライム、うめ及びかぼす)にあつては、酸度(加えられた酸の酸度を除く。)について別表4の酸度の基準。)に対する割合を、「△△」には使用した果実の最も一般的な名称を記載し、2種類以上の果実を使用したものにあつては「○○」には糖用屈折計示度(加えられた酸の酸度を除く。)の使用した果実の搾汁及び還元果汁の配合割合により別表3又は別表4の基準を按分したものの合計に対する割合を、「△△」には「混合」と記載することとし、果実の搾汁を希釈して製造したものにあつては、「○○」には果実の搾汁の希釈に用いた水及び原材料の合計に占める重量の割合を、「△△」には1種類の果実を使用したものにあつては使用した果実の最も一般的な名称を記載し、2種類以上の果実を使用したものにあつては「混合」と記載すること。

キ カの規定にかかわらず、果汁入り飲料であつて、果粒を加えたものにあつては「○○%△△果汁入り飲料」の文字の前に括弧を付して「果粒入り」と、二酸化炭素を圧入したものにあつては「○○%△△果汁入り飲料」の文字の次に括弧を付して「炭酸ガス入り」と記載すること。

ク 希釈して飲用に供する果汁入り飲料にあつては、カに規定する名称の文字の前に「□倍希釈時」と記載し、□には使用方法に記載した希釈倍数を記載すること。ただし、第5条第4号に規定する表示がなされている場合は省略することができる。

(2) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号(エを除く。)の規定にかかわらず、使用した原材料を、次のア及びイの順に、それぞれア及びイに定めるところにより記載すること。

ア 食品添加物以外の原材料にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次の(イ)から(ウ)に定めるところにより記載すること。

(イ) [略]

(イ) [略]

(ウ) [略]

すること。ただし、砂糖類、はちみつ等を加えたものにあつては「果実・野菜ミックスジュース」の文字の次に括弧を付して「加糖」と記載し、二酸化炭素を圧入したものにあつては名称の最後に括弧を付して「炭酸ガス入り」と記載すること。

オ 果汁入り飲料にあつては、「○○%△△果汁入り飲料」と記載すること。この場合において、1種類の果実を使用したものにあつては「○○」には使用した果実の別表3の糖用屈折計示度の基準(レモン、ライム、うめ及びかぼす)にあつては、別表4の酸度の基準。以下この項において同じ。)に対する割合を、「△△」には使用した果実の最も一般的な名称を記載し、2種類以上の果実を使用したものにあつては「○○」には使用した果実の別表3の糖用屈折計示度の基準に対するそれぞれの割合の合計を、「△△」には「混合」と記載すること。

カ カの規定にかかわらず、果汁入り飲料であつて、果粒を加えたものにあつては「○○%△△果汁入り飲料」の文字の前に括弧を付して「果粒入り」と、二酸化炭素を圧入したものにあつては「○○%△△果汁入り飲料」の文字の次に括弧を付して「炭酸ガス入り」と記載すること。

(2) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号(エを除く。)の規定にかかわらず、使用した原材料を、次のア及びイの順に、それぞれア及びイに定めるところにより記載すること。

ア 食品添加物以外の原材料にあつては、次の(イ)から(ウ)までの順に次に定めるところにより記載すること。

(イ) 使用した果実にあつては、その最も一般的な名称を記載し、果粒入り果実ジュースの果粒にあつては、「果粒」の文字の次に括弧を付して使用した果実の最も一般的な名称を記載すること。ただし、使用した果粒以外の果実の種類が2種類以上のものにあつては、「果実」の文字の次に括弧を付して、原材料に占める重量の割合の多いものから順に2種類の果実名を記載し、その他の果実にあつては、「その他」と記載することができる。

(イ) みかん類を使用したオレレンジュースを使用した場合にあつては、(イ)の規定にかかわらず、オレレンジ以外の果実について、「うんしゅうみかん」、「ボンカン」、「シイワシヤナ」等に代えて「みかん類」と記載することができる。

(ウ) 使用した野菜にあつては、その最も一般的な名称を記載すること。ただし、使用した野菜の種類が2種類以上のものにあつては、「野菜」の文字の次に括弧を付して、原材料に占める重量の割合

(c) 果実、野菜及び砂糖類以外の原材料にあっては、「果粒」（果粒入り果実ジュース以外のものに限る。）、「はちみつ」、「こしょう」、「食塩」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、こしょうその他の香辛料にあっては、「香辛料」と記載することができる。 (d) <u>砂糖類</u>にあっては、「砂糖」、「ぶどう糖」、「果糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって記載し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と記載すること。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と記載すること。ただし、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。 (e) 使用した砂糖類が2種類以上のものにあっては、(d)の規定にかかわらず、「<u>砂糖類</u>」又は「<u>糖類</u>」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順にその最も一般的な名称をもって記載し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用するものには「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用するものには「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用するものには「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用するもの又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用するものには「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。 (f) <u>印刷瓶入りの果実飲料</u>でその品質に関する表示をふたにするもの（以下「<u>印刷瓶入り果実飲料</u>」という。）の場合には、「<u>異性化液糖</u>」にあっては「<u>液糖</u>」と、「<u>砂糖・異性化液糖</u>」にあっては「<u>砂糖・液糖</u>」と記載することができる。	の多いものから順に2種類の野菜名を記載し、その他の野菜にあっては、「その他」と記載することができる。 (c) 果実、野菜及び<u>糖類</u>以外の原材料にあっては、<u>原材料</u>に占める重量の割合の多いものから順に「<u>果粒</u>」（果粒入り果実ジュース以外のものに限る。）、「はちみつ」、「こしょう」、「食塩」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、こしょうその他の香辛料にあっては、「<u>香辛料</u>」と記載することができる。 (d) <u>糖類</u>にあっては、「砂糖」、「ぶどう糖」、「果糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等と<u>原材料</u>に占める重量の割合の多いものから順にその最も一般的な名称をもって記載し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。 (e) 使用した糖類が2種類以上のものにあっては、(d)の規定にかかわらず、「<u>糖類</u>」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順にその最も一般的な名称をもって記載し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用するものには「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用するものには「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用するものには「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用するもの又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用するものには「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。
イ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。ただし、栄養強化の目的で使用される食品添加物にあっては、同条第1項第1号ホ括弧書の規定にかかわらず、他の食品添加物と同様に記載すること。 2 加工食品品質表示基準第3条及び前条に規定する事項（以下「一括表示事項」という。）の表示は、加工食品品質表示基準第4条第2項の規定によるほか、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、使用方法、原産国名及び製造者の順に記載しなければならない。 3 <u>印刷瓶入り果実飲料</u>にあっては、前項の規定にかかわらず、一括表示事項の表示は、<u>加工食品品質表示基準第4条第2項に規定する別記様式（備考を除く。）</u>に<u>よらず表示することができる</u>、表示に用いる文字は、<u>同様式の備考の2の規定にかかわらず、日本工業規格Z8305（1962）（以下「JISZ8305」という。）に規定する5.5ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすることができる。</u> （その他の表示事項及びその表示の方法） 第5条 製造業者等は、一括表示事項のほか、次に定める事項を次に定めるところにより表示しなければならない。 (1) 果汁入り飲料以外の果実飲料のうち、<u>砂糖類及びはちみつ等を加えたもの</u>にあっては、<u>商品名の近接し</u>	イ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）<u>第5条第1項第1号</u>及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。ただし、栄養強化の目的で使用される食品添加物にあっては、同条第1項第1号ホ括弧書の規定にかかわらず、他の食品添加物と同様に記載すること。 2 加工食品品質表示基準第3条及び前条に規定する事項（<u>次条において「一括表示事項」という。</u>）の表示は、加工食品品質表示基準第4条第2項の規定によるほか、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、使用方法、原産国名及び製造者の順に記載しなければならない。 （その他の表示事項及びその表示の方法） 第5条 製造業者等は、一括表示事項のほか、次に定める事項を次に定めるところにより表示しなければならない。 (1) 果汁入り飲料以外の果実飲料のうち、<u>糖類、はちみつ等を加えたもの</u>であって、<u>印刷瓶入りの果実飲料</u>

4. ✓

た箇所に括弧を付して「JIS Z 8305」に規定する「14ポイントの活字以上の大きさの活字」により「加糖」と記載すること。

(2) 果実・野菜ミックスジュース及び果汁入り飲料以外の果実飲料のうち、還元果汁を使用したものにあつては、商品名の近接した箇所に「JIS Z 8305」に規定する「14ポイントの活字以上の大きさの活字」により「濃縮還元」と記載すること。

〔削る。〕

(3) 印刷瓶入り果実飲料において、(1)に規定する「加糖」の用語及び(2)に規定する「濃縮還元」の用語を記載する場合は、(1)及び(2)の規定によらず、ふたに当該用語を記載することができる。

(4) 希釈して飲用に供する果汁入り飲料にあつては、商品名の近接した箇所に「JIS Z 8305」に規定する「14ポイントの活字以上の大きさの活字」により「☐倍希釈時果汁○○%」と記載し、☐には使用方法に記載した希釈倍数を、○○には名称に表示した割合を記載すること。ただし、名称に「☐倍希釈時」と記載してある場合は省略することができる。

(表示禁止事項)

第6条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。ただし、(3)に掲げる事項については、果実ジュースであつて、かつ、原材料に果実の搾汁及び天然香料以外のものを使用していないものに表示する場合は、この限りでない。

- (1) [略]
- (2) [略]
- (3) [略]
- (4) [略]

別表1

果実名	糖用屈折計示度の基準 (°Bx)	果実名	糖用屈折計示度の基準 (°Bx)
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

料でその品質に関する表示をふたにするもの（以下「印刷瓶入り果実飲料」という。）以外の果実飲料にあつては商品名を表す文字の次又は下に括弧を付して当該商品名を表示する文字の大きさの2/3以上の大きさの文字により、印刷瓶入り果実飲料にあつてはふたに、「加糖」と記載すること。

(2) 果実・野菜ミックスジュース及び果汁入り飲料以外の果実飲料のうち、還元果汁を使用したものにあつては、商品名を表す文字の前又は上に当該商品名を表示する文字の大きさの2/3以上の大きさの文字により「濃縮還元」と記載すること。

(3) 冷凍したものであつて、原料用果汁以外のものにあつては、「冷凍果実飲料」と記載すること。

(表示禁止事項)

第6条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。ただし、(3)に掲げる事項については、果実ミックスジュース、果粒入り果実ジュース、果実・野菜ミックスジュース及び果汁入り飲料以外のものであつて、かつ、原材料に果実の搾汁及び香料（動植物から得られたもの又はその混合物に限る。）以外のものを使用していないものに表示する場合は、この限りでない。

- (1) 生、フレッシュその他新鮮であることを示す用語
- (2) 天然又は自然の用語
- (3) 純正、ピュアその他の純粋であることを示す用語
- (4) 第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

別表1

果実名	糖用屈折計示度の基準 (°Bx)	果実名	糖用屈折計示度の基準 (°Bx)
オレンジ	20	西洋なし	22
うんしゅうみかん	18	かき	28
グレープフルーツ	18	まるめろ	20
りんご	20	すもも	12
ぶどう	30	あんず	14
パインアップル	27	クランベリー	14
もも	16	バナナ	46
なつみかん	18	パパイヤ	18
はっさく	20	キウイフルーツ	20
いよかん	20	マンゴー	26
ポンカン	22	グアバ	16
シイクワシャー	16	パッションフルーツ	28

3. この告示の施行の日から起算して2年を経過した日までに製造され、加工され、又は輸入される果実飲料の品質に関する表示については、この告示による改正前の果実飲料品質表示基準の規定の例によることができる。

(印刷瓶入り果実飲料に係る表示の見直し)

4. この告示による改正後の果実飲料品質表示基準第4条第1項第2号及び第3項並びに第5条第3号における印刷瓶入り果実飲料に係る規定については、この告示の施行の日から少なくとも5年を経過する日までに、印刷瓶入り果実飲料に係る表示の実態等を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

農林物資規格調査会部会議事次第

日時：平成16年12月21日(火)
14時～

場所：農林水産省第二特別会議室

1 開会

2 表示・規格課長挨拶

3 議題

(1) 日本農林規格の見直し(改正)について

- ア 地鶏肉の日本農林規格
- イ 果実飲料の日本農林規格
- ウ 炭酸飲料の日本農林規格
- エ にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの日本農林規格
- オ 農産物漬物の日本農林規格

(2) 品質表示基準の改正について

- ア 果実飲料品質表示基準
- イ 炭酸飲料品質表示基準
- ウ にんじんジュース及びにんじんミックスジュース品質表示基準
- エ 農産物漬物品質表示基準

(3) その他

4 閉会

配付資料

- 1 農林物資規格調査会部会委員名簿
- 2 地鶏肉の日本農林規格の見直しについて(案)
- 3 果実飲料の日本農林規格の見直しについて(案)
- 4 果実飲料品質表示基準の改正について(案)
- 5 炭酸飲料の日本農林規格の見直しについて(案)
- 6 炭酸飲料品質表示基準の改正について(案)
- 7 にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの日本農林規格の見直しについて(案)
- 8 にんじんジュース及びにんじんミックスジュース品質表示基準の改正について(案)
- 9 農産物漬物の日本農林規格の見直しについて(案)
- 10 農産物漬物品質表示基準の改正について(案)
- 11 JAS規格の制定・見直しの基準

農林物資規格調査会部会委員名簿

氏 名	役 職
○伊藤 潤子	日本生活協同組合連合会理事
○岩崎 充利	(財) 食品産業センター理事長
○小野 正	全国農業協同組合連合会大消費地販売推進部長
○加藤 信子	関西生活者連合会理事
○斉藤 俊子	主婦 (食品表示ウォッチャー)
○塩越 康晴	全国消費者協会連合会食品安全対策委員長
○谷口 肇	中部大学応用生物学部教授
○寺内 正光	(社) 日本食肉市場卸売協会会長
○並木 利昭	日本スーパーマーケット協会事務局長
○畑江 敬子	お茶の水女子大学大学院人間文化研究科教授
栗生 美世	(社) 栄養改善普及会リーダー
石倉 悠吉	(社) 日本フードサービス協会理事
江上 徹	(社) 全国清涼飲料工業会技術部長
熊代 聖子	全国生活学校連絡協議会事務局長
倉石 要一	全日本漬物協同組合連合会 J A S 規格改正検討委員会専門委員
小早川 好弘	(社) 全国トマト工業会技術委員会委員長
小林 隆男	(社) 日本果汁協会技術委員長
谷 敬子	(社) 全国消費生活相談員協会
徳永 瑛子	日本主婦連合会副会長
堀江 雅子	(財) ベターホーム協会常務理事
森 英雄	(社) 日本食鳥協会副会長
森田 満樹	食品科学広報センター主任研究員 (食品表示ウォッチャー)
山根 香織	主婦連合会常任委員

○印：農林物資規格調査会委員

(パブリック・コメント募集結果等)

規制の設定又は改廃に係る意見の提出手続きによる寄せられた
意見・情報

(果実飲料品質表示基準の改正案)

1 改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：17.1.7～2.6）

受付件数

なし

2 WTO通報による各国のコメント（募集期間：17.6.23～17.8.25）

受付件数

なし